

京都市教育長訓令甲第3号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市教育長 在田正秀

第3条第1項前段中「，子育て支援総合センターこどもみらい館長」を削り，同項後段を削り，同条第2項中「御所東小学校開設準備室長」の右に「，伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室長」を加え，同条第4項中「生涯学習部家庭地域教育支援課長」を「生涯学習部学校地域協働推進課長」に改め，同条中第8項を削り，第9項を第8項とし，第10項を第9項とし，第11項を第10項とし，同条第12項中「御所東小学校開設準備室長」の右に「又は伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室長」を加え，同項を同条第11項とし，同条中第13項を第12項とし，第14項から第20項までを1項ずつ繰り上げる。

別表部長，体育健康教育室長，総合教育センター所長，京都まなびの街生き方探究館事務局長，教育相談総合センター所長，子育て支援総合センターこどもみらい館長，学校歴史博物館事務局長，青少年科学センター事務局長及び野外活動施設花背山の家所長の項中「，子育て支援総合センターこどもみらい館長」を削る。

別表課長（体育健康教育室の保健安全課長等，生涯学習部の生涯学習推進課長等及び青少年科学センターの市民科学事業課長等を除く。），課相当の室の室長，総合教育センターカリキュラム開発支援センター長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長，教育相談総合センターふれあいの杜館長及び野外教育センター奥志摩みさきの家所長の項第5号中「(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員を除く。)」を削る。

別表学校事務支援室長の項第5号中「学校事務員，」及び「，養護職員」を削り，同項第7号を削る。

別表学校指導課長の項第3号を次のとおり改める。

(3) 旅館業法第3条第4項の規定による意見の申出（同条第3項第1号に係るものに限る。）に関する事。

別表学校指導課長の項第4号及び第5号を削る。

別表体育健康教育室の保健安全課長等及び生涯学習部の生涯学習推進課長等の項第5号中「(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員を除く。)」を削る。

別表生涯学習部の生涯学習推進課長等の項の次に次の1項を加える。

生涯学習部学校地域協働推進課長	(1) 京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(以下「学校運営協議会規則」という。)第3条第3項に規定する再指定に関すること。 (2) 学校運営協議会の委員の任免に関すること(学校運営協議会を設置する際に行う委員の任命に関するものを除き、学校運営協議会規則第5条第2項に規定する再任に関するものを含む)。 (3) 学校評議員の委嘱及び解嘱に関すること。
-----------------	--

別表生涯学習部施設運営課長の項に次の1号を加える。

(5) 旅館業法第3条第4項の規定による意見の申出(同条第3項第3号に係るものに限る。)に関すること。

別表子育て支援総合センターこどもみらい館長の項から子育て支援総合センターこどもみらい館総務課長の項までを削る。

青少年科学センター市民科学事業課長の項第5号中「(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員を除く。)」を削る。

#### 附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)